

議案第31号

国有地の更なる活用のための減免措置の拡充及び要件緩和を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成30年3月23日

提出者 目黒区議会議員

宮澤 宏 行

おのせ 康 裕

田島 けんじ

武藤 まさひろ

いじま 和 代

青木 早 苗

たぞえ 麻 友

鴨志田 り エ

松田 哲 也

竹村 ゆうい

国有地の更なる活用のための減免措置の拡充及び要件緩和を求める意見書

一億総活躍社会の実現に向けて、少子高齢化対策は最も重要な課題であり、且つ緊急な対策が求められているところです。目黒区においても、待機児童数が平成29年4月時点で617人と全国ワースト3位となり、更なる保育所整備が必要となっています。また、特別養護老人ホームへの入所待ちも800人近くにのぼり、早急な施設整備が求められています。

こうした状況の中で、目黒区では、未利用国有地の管理処分方式の多様化に伴い制度化された定期借地権方式を活用して、保育所、及び特別養護老人ホームの整備を行っており、今後も国有地を活用した更なる施設整備が望まれています。

一方で、現行制度では、土地貸付料について一部を除き減免制度の適用を受けられないこと、貸付期間が30年以内となっていることなど課題も見られます。

また、目黒区では、今後大規模国有地が出てくることが予想されますが、定期借地権方式は、現在、社会福祉施設等にしか認められず、地域住民の要望も踏まえた一体的な街づくりの視点での活用にも課題が浮き彫りとなっています。こうした課題は一自治体の問題ではなく、大都市圏の自治体に共通の問題と思われれます。

国有地の更なる活用は、地方自治体の喫緊の課題解決に資するだけでなく、国策にも十分資するものです。

よって、以下の点について強く要望すべく、地方自治法第99条に基づく意見書を提出いたします。

- 1 定期借地方式による社会福祉施設等の整備にあたっては、国有財産特別措置法の趣旨を踏まえ、無償貸付の適用、又は減額貸付の適用範囲の拡大を行うこと。
- 2 国有地の定期借地権の期間設定について、改正借地借家法の趣旨を踏まえ、期間の延長（50年程度）を行うこと。
- 3 大規模国有地の活用にあたっては、地域の街づくりの観点からも定期借地権方式による整備に際して、社会福祉施設等以外にも一定の条件で、活用を可能とすること。
- 4 その他、社会福祉施設等整備促進のための国有地活用に向けた各種優遇措置を講ずること。

平成30年3月23日

目黒区議会議長 佐藤 昇

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} あて